

お客様各位

杜の都信用金庫

「民法（債権関係）の改正」を踏まえた各種預金規定の改定のお知らせ

当金庫は、「民法（債権関係）の改正」を踏まえ、2020年4月1日より下記の各種預金規定等を改定いたします。なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

記

1. 対象となる預金規定等

【各種流動性預金】

- 当座預金規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- 貯蓄預金規定
- 納税準備預金規定
- 普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定
- 定期性総合口座取引規定

【各種定期性預金】

- 期日指定定期預金規定
- 自動継続期日指定定期預金
- 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- 変動金利定期預金規定
- 自動継続変動金利定期預金規定
- 積立定期預金規定
- 定期預金共通規定
- 定期積金規定
- 通知預金規定
- 財形預金規定
- 財形預金共通規定

【その他】

- 休眠預金等活用法共通規定

2. 主な改定内容

- (1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについて明確化しました。
- (2) 各種預金規定変更時の周知方法等について明確化しました。
- (3) 各種定期預金等について、期日前解約の取扱いについて明確化しました。
- (4) 各種預金等について、住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知等について明確化しました。
- (5) 普通預金以外の預金規定について、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた取引の制限等の条項を追加しました。

※なお、今回の民法改正に伴う内容変更は、改正後の民法に準拠することが目的であり、本変更により手続きが変わることはありません。

3. 具体的な改定内容の例示（下線部が新設・追加箇所）

(1) 成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱いについて

【例：普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定】

6. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) ～ (5) (略)

(2) 各種預金規定変更時の周知方法等について

【例：普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、納税準備預金共通規定】

11. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更できるものとします。

(2) この規定の変更は、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日等を周知することにより変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 各種定期預金等について、期日前解約の取扱いについて

【例：定期預金共通規定】

4. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) ～ (5) (略)

【例：自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）】

<非自動継続型>

2. (利息)

(1) ～ (2) (略)

(3) この預金を定期預金規共通規定第 4 条第 1 項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第 4 条第 5 項、第 6 項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については 6 か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) (略)

(4) 各種預金等について、住所変更等の届出をいただいていない場合のお客様への通知等について

【例：定期預金共通規定】

5. (通知等)

届出のあった氏名・住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(5) 取引の制限等の追加について

【例：定期預金共通規定】

3. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記第 10 条に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (6) ~ (7) (略)

以上